

第5章 諸外国の関係機関との協力

1. 概説

米エンロン及び米ワールドコム等における会計不祥事に端を発して、会計監査の品質の確保及び向上の必要性が認識され、平成14年以降、世界各国で会計プロフェッションから独立した監査監督機関が設立された。

こうした中、各国における監査監督機関の情報交換等を行うことを目的として、金融安定化フォーラム（FSF: Financial Stability Forum）（注）主催により、第1回監査監督機関会議がワシントンD.C.において非公式に開催され、我が国を含む9カ国（日、米、英、独、仏、伊、加、豪、星）が参加した。その後も非公式会合として開催回数を重ねたが、常設の国際会合設立の機運が高まり、平成18年9月にパリで開催された第5回監査監督機関会議にお

いて監査監督機関国際フォーラム（IFIAR^{イフイアール}: International Forum of Independent Audit Regulators）の設立が正式に承認された。その最初の会合が、審査会の主催により、平成19年3月に東京で開催され、22カ国の監査監督当局が参加した。その後、平成24年3月までに10回の会合が開催されており、IFIAR加盟国数は、平成24年3月末現在で41カ国・地域となっている。

審査会は、IFIARにおける活動への積極的な参画を通じた各国の監査監督当局との連携を図るとともに、各国の監査監督機関等と個別の意見交換等を行うことにより、監査の品質の確保・向上に向けた国際的な協力関係の構築・充実に努めている。

（注）FSFは、平成21年4月に開催された第2回金融・世界経済に関する首脳会合（ロンドン・サミット）の宣言を踏まえ、より強固な組織基盤と拡大した能力を持つ組織として、金融安定理事会（FSB: Financial Stability Board）に再構成されている。

2. 監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）

（1）組織等

① 目的

IFIARは、憲章（Charter）において、以下を活動目的としている。

- i 監査事務所の検査に焦点を当て、監査市場の環境に関する知識や監査監督活動の実務的な経験を共有すること。
- ii 監督活動における協力及び整合性を促進すること。
- iii 監査の品質に関心を有する他の組織との対話の場を提供すること。

② 組織

IFIAR は、メンバー資格を有する各国の監査監督当局から構成され、その意志決定は、原則として、全メンバー当局が参加する会合（plenary meeting）において行われる。IFIAR の活動を円滑に進めるため、個人資格としての議長及び副議長を置き、議長及び副議長への支援及び助言を行う機関として諮問委員会（Advisory Council）が設置されている。日本は、アブダビ、カナダ、ドイツ、オランダ、スペインと共に6カ国で構成される諮問委員会のメンバーに選出されている。

また、IFIAR には、現在、6つのワーキング・グループ等が設けられており、それぞれの目的等は以下の通りである。

イ 6大監査ネットワーク・ワーキング・グループ

6大監査ネットワーク（注）とグローバルな監査の品質管理のあり方について意見交換を行うことを目的としている。「グローバル監査ネットワークの品質管理体制」等のテーマについて、各ネットワークと継続的に対話を交わし、品質管理における改善状況や各ネットワークの組織展開状況を当局間で共有している。

（注）6大監査ネットワークは、Deloitte Touche Tohmatsu、Ernst & Young、KPMG、PricewaterhouseCoopers、BDO 及び Grant Thornton で構成されている。

ロ 基準調整ワーキング・グループ

国際監査・保証基準審議会（IAASB：International Auditing and Assurance Standards Board）における国際監査基準の設定や、監査業務に係る基準設定機関との連携等について、意見交換を行うことを目的としている。

ハ 検査ワークショップ・ワーキング・グループ

検査官の技能研鑽と検査手法・経験の共有を目的として設立され、毎年、IFIAR 検査ワークショップが開催されている。当ワーキング・グループは、検査ワークショップの企画・調整及び事後的な評価等を行っている。

ニ 投資家との対話ワーキング・グループ

監査報告書のユーザーたる投資家と、監査品質、監査報告書のあり方等について対話することを目的としており、IFIAR 会合における投資家代表との意見交換等の企画・調整等も行っている。

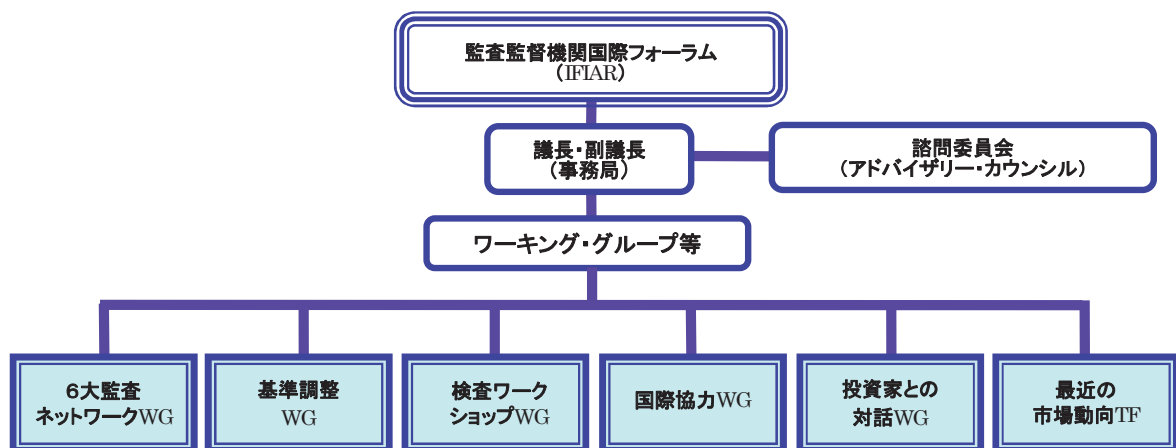
ホ 国際協力ワーキング・グループ

監督当局同士の規制及び検査に関する、実務的な情報交換を促進することを目的としている。

ヘ 最近の市場動向タスク・フォース

各国当局の活動の報告、現下の市場動向、監査環境を踏まえた各国の検査における重点事項等を共有することを目的としている。

《 IFIAR の組織図 》



（２）活動状況

① 本会合

イ 第9回会合（ベルリン会合）

平成 23 年 4 月 11 日から 4 月 13 日の日程で、ドイツ監査監督委員会（AOC：Audit Oversight Commission）の主催により開催された。

当該会合では、ポール・ジョージ英財務報告評議会（FRC：Financial Reporting Council）監査・専門職監視委員会ディレクターとダン・ゲルザー米公開会社会計監督委員会（PCAOB）委員が、それぞれ新たな IFIAR 議長及び副議長に選任された。

また、独立した監査監督機関のためのコア・プリンシプル（Core Principles for Independent Audit Regulators）の策定について合意された。当該プリンシプルは、（i）監査監督の構造、（ii）監査監督当局の運営、（iii）検査プロセスに係るプリンシプル、で構成され、グローバルに監査の品質を向上させることにより、公益を図り、投資者保護を向上させるという、IFIAR メンバーで共有される共通の目的を促進することを意図したものである。

その他、平成 25 年から IFIAR 会合の開催を従来の年 2 回から年 1 回にすることが合意されたほか、監査人に対する検査発見事項も含め

た最近の動向について意見交換が行われた（P169 資料 4－1、P170 資料 4－2 参照）。

ロ 第 10 回会合（バンコク会合）

平成 23 年 9 月 26 日から 28 日の日程で、タイ証券取引委員会（SEC: Securities Exchange Commission）の主催により開催された。当該会合では、6 大監査ネットワークのグローバル CEO と監査人の役割及び監査報告書等の問題について議論を行ったほか、監査人に対する検査発見事項も含めた最近の動向について意見交換が行われた（P181 資料 4－3、P183 資料 4－4 参照）。

《監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）会合開催実績》

	期 間	場 所	参 加 当 局
第 1 回	平成 19 年 3 月 22・23 日	東京	22 カ国・地域
第 2 回	平成 19 年 9 月 24・25 日	トロント	21 カ国・地域
第 3 回	平成 20 年 4 月 9～11 日	オスロ	22 カ国・地域
第 4 回	平成 20 年 9 月 22～24 日	ケープタウン	21 カ国・地域
第 5 回	平成 21 年 4 月 27～29 日	バーゼル	30 カ国・地域
第 6 回	平成 21 年 9 月 14～16 日	シンガポール	29 カ国・地域
第 7 回	平成 22 年 3 月 22～24 日	アブダビ	30 カ国・地域
第 8 回	平成 22 年 9 月 27～29 日	マドリッド	37 カ国・地域
第 9 回	平成 23 年 4 月 11～13 日	ベルリン	34 カ国・地域
第 10 回	平成 23 年 9 月 26～28 日	バンコク	29 カ国・地域

② 検査ワークショップ

第 1 回 IFIAR 東京会合において、各国当局の検査手法や検査における課題等を共有し、検査官の技能研鑽を図ることを目的として、IFIAR メンバーの検査官を主体として検査ワークショップを開催することが承認された。以降、検査ワークショップ・ワーキンググループの企画・調整により、毎年開催されている。

今年度は、平成 24 年 3 月 5 日から 3 月 7 日の日程で、アブダビ会計責任委員会（ADAA: Abu Dhabi Accountability Authority）の主催により開

催され、32 カ国・地域から 126 名の検査官等が参加した。当会合では、欧州債務問題を含めた金融危機後のマクロ経済情勢を踏まえた監査の課題や、グループ監査及び審査担当者の役割（EQCR：Engagement Quality Control Review）に係る検査上の問題等について活発な意見交換が行われた。我が国からも講師等として検査官等を派遣し、我が国の検査指摘事例や検査上の取扱い等について紹介するなど、ワークショップの開催に貢献した。

《IFIAR 検査ワークショップ開催実績》

	期 間	場 所	参 加 当 局
第 1 回	平成 19 年 5 月 30・31 日	アムステルダム	22 カ国・地域
第 2 回	平成 20 年 1 月 29・30 日	ベルリン	20 カ国・地域
第 3 回	平成 21 年 2 月 11～13 日	ストックホルム	25 カ国・地域
第 4 回	平成 22 年 2 月 9～12 日	パリ	31 カ国・地域
第 5 回	平成 23 年 2 月 23～25 日	ワシントン	30 カ国・地域
第 6 回	平成 24 年 3 月 5～7 日	アブダビ	32 カ国・地域

3. その他

（１）各国当局等との意見交換

企業活動のグローバル化を踏まえ、連結財務諸表監査における海外監査法人の監査結果の利用等、国境を越えた監査手続きの品質確保がこれまで以上に重要になっており、グローバルに効率的で効果的な監査監督体制の構築を図る上で各国当局等との連携強化が不可欠となっている。審査会は、IFIAR 会合及び 6 大監査ネットワーク・ワーキンググループ、IFIAR 検査ワーキング・グループ等への参加を通じて、各国当局との情報交換及び連携強化を積極的に図っている。その他、IFIAR における活動以外にも、監査検査に係る課題や国際的に活動する監査事務所に係る情報の共有等を目的として、二国間ベースで各国の監査監督機関等との意見交換を随時行い、各国当局との協力関係の構築・充実に努めている。

また、審査会と金融庁は、平成 23 年 10 月 6 日に米国公開会社会計監督委員会（PCAOB）と、平成 24 年 3 月 23 日にカナダ公共会計責任委員会（CPAB）との間で、監査監督上の協力に関する書簡を交換した。当該書簡の交換により、相手当局からの要請により、監査監督上の情報交換

を円滑に行うことが可能となった。

その他、国際的な業界団体と意見交換を実施し、我が国の監査監督制度や最近の検査結果の概要について紹介するなど、情報発信にも務めている。

(2) セミナーへの参加

監査検査に係る課題や検査の経験の共有等を目的としたセミナーが海外の監査監督機関の主催により開催されており、各国当局との連携強化及び監査検査に係る情報収集等を図る観点から、審査会から検査官を派遣している。

今年度は、米国 PCAOB 主催の国際監査人監督インスティテュート（平成 23 年 10 月 31 日～11 月 2 日）に検査官（セミナー講師も務める）を派遣したほか、シンガポール会計・企業規制機関（ACRA: Accounting and Corporate Regulatory Authority）主催の ASEAN 検査ワークショップ（平成 24 年 1 月 11 日～1 月 13 日）にも検査官を講師として派遣し、ワークショップ開催に貢献した。

4. 今後の課題

企業活動のグローバル化により、国際的に活動する企業の連結財務諸表監査における海外監査法人が実施する監査結果の利用等、監査業務におけるクロスボーダー化が進展していることなどを踏まえ、国境を越えた監査の品質の確保が課題となっている。また、世界的な経済・金融情勢が監査品質に与える影響についても留意していく必要がある。

このような観点から、国際的な監査品質の確保する上で、各国当局との連携強化がますます重要となっており、引き続き IFIAR の活動に積極的に参画していくほか、二国間ベースで、監査監督当局間の情報交換の枠組みを構築するなど、更なる連携強化を図っていくことが重要な課題と考えている。